

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（情）第 3 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 28 年 2 月 24 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 平成 27 年 6 月 22 日 18 時 30 分から 20 時 30 分まで（以下「本件時間帯」という。）広島県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の給与が同日何時間か含まれて支出されていることが分かる全ての文書（以下「本件請求文書 1」という。）
- (2) 県教育長の平成 27 年 6 月 22 日の残業届が出ていればそれが分かる全ての文書（以下「本件請求文書 2」という。）

#### 2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書 1 及び本件請求文書 2 について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 3 月 4 日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 3 月 10 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 27 年 6 月 22 日に、県教育長は、駐広島大韓民国総領事館（以下「総領事館」という。）へ飲食の接待に出かけて帰路にタクシー代が出ており、公務で行ったことが明らかである。無給であれば根拠を示さなければならない。
- (2) 県教育長は、各校長がいかなる権限を持ち、どんなことをする立場か認識

し、当日どの校長が出席し飲食の接待を受けるか知っていた。その上で実施機関は、給与支出を漫然と調査することなくして今日まで至っていると思料する。支出した以上、当然記録の不存在はあり得ない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件請求について

異議申立人は、県教育長が、平成 27 年 6 月 22 日に総領事館で開催された晩餐会（以下「本件晩餐会」という。）に出席していた時間帯について、いわゆる残業代を支給されている可能性があるものと考え、本件請求を行うものようであるが、当委員会は、次の理由から、対象となる文書は存在しないものと判断した。

##### 2 本件処分の理由

- (1) 県教育長に対しては、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 38 号。以下「特別職の給与条例」という。）第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項に基づき、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当並びに旅費が支給されるが、いわゆる残業代については、その支給に係る定めがなく支給されない。
- (2) このため、本件請求文書 2 の対象となるいわゆる残業代の支給根拠とすべき残業届については、作成する必要がないから作成しておらず、また、本件請求文書 1 の対象となる文書についても作成していない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

- (1) 本件請求は、本件時間帯の勤務に対する給与が県教育長に支払われていることが分かる文書及び平成 27 年 6 月 22 日に県教育長が残業届を提出していることが分かる文書の開示を求めるものである。
- (2) 実施機関は、本件請求の趣旨を、県教育長が本件晩餐会に出席していた時間帯について、残業代が支給されていることが分かる文書の開示を求めるものと解し、県教育長には残業代は支給されないことから、不存在を理由とする本件処分を行った。
- (3) 当審査会において、別の開示請求により異議申立人に開示された、本件晩餐会の招待状及び県教育長の同日の旅行命令簿を確認したところ、本件時間帯は、本件晩餐会の予定時間であり、この間、県教育長は本件晩餐会に出張用務として出席していたことが認められた。

また、実施機関に確認したところ、県教育長の勤務時間については、これを定めた規程はなく、一般職の職員に準じているとのことであった。一般職の職員の勤務時間については、事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和 22 年教育委員会訓令第 1 号）第 2 条において、原則と

して「月曜日から金曜日、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までとする。」と規定されており、かつ、本件請求に係る開示請求書には、残業届の開示を求める旨が併記されていることを踏まえると、実施機関が、本件請求の趣旨を、県教育長に残業代が支給されていることが分かる文書の開示を求めるものと解したことは妥当と認められる。

よって、以下、県教育長の本件時間帯に係る残業代の支出に関する文書及び本件晩餐会の日の県教育長の残業届の存否について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関は、特別職の給与条例の規定には、残業代の支払に関する定めはなく、県教育長には残業代は支払われないことから、その支給根拠とすべき残業届も、残業代が支出されていることが分かる書類も作成していない旨説明する。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）は、第204条第2項において、条例で、各種手当を教育長に支給することができる旨を定めており、併せて、同法第204条の2は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを教育長に支給することができない旨を規定している。
- (3) 同法第204条第2項の規定による手当の支給について定める特別職の給与条例第2条第3項及び第3条第2項は、教育長に支給する手当として、地域手当、通勤手当及び期末手当のみを規定しており、実施機関において残業代に相当する手当に当たる「時間外勤務手当」を支給する旨の定めはない。
- (4) 以上のことから、県教育長に対し、本件時間帯における時間外勤務手当は支給されていないと認められるから、上記(1)の実施機関の説明には不自然又は不合理な点は認められない。
- (5) したがって、実施機関が本件請求文書1及び本件請求文書2を作成又は取得していないため、これらを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 6. 6	・ 諮問を受けた。
28. 6. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
28. 6. 15	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
28. 6. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
29. 2. 13 (平成 28 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 29 (平成 28 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 24 (平成 29 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授